

Q & A

提出窓口について

Q 統一によりどこの事務所でも申請することができるのか。

A これまでどおり、給水装置工事を管轄する各事務所に申請します。

手数料について

Q 3/31 までに検査手数料を納め、検査日が 4/1 以降になる場合はどうなるのか。

A 4/1 以降に検査をする場合、新しい施工基準に準じた検査内容となるため、改正後の手数料の金額が適用となります。そのため、3/31 までに納入した手数料と改定後の手数料の差額を納入していただくこととなります。(改定後の手数料よりも納入した金額のほうが大きい場合は還付となります。)

Q 撤去工事にも手数料がかかるのか。

A 設計審査及び工事検査に係る手数料が必要となります。なお、手数料の区分は、撤去する分岐管の最大口径に応じた金額を納付します。

様式について

Q 4/1 以降の申請では今まで使用していた様式は使えなくなるのか。

A 4/1 からは、原則として、新様式となります。

ただし、既に給水装置工事所有者や利害関係者において記入・押印されているもので、新様式と同じ項目が記入されているものは、新様式とみなして使用できます。

Q 国では標準的な申請書を検討しているがどうするのか。

A 国土交通省において、令和 7 年 12 月 25 日に開催された令和 7 年度水道の諸課題に係る有識者検討会において、「給水装置工事の標準的な申請書について」を議論したところです。この検討会で示された標準的な申請書(案)と水道企業団の様式については、明記内容がほぼ同じであり、令和 8 年度からの運用開始に様式変更はありません。

なお、検討会では令和 8 年 3 月に標準的な給水装置工事申請書の様式の公表を予定されていますので、国の動向を注視しつつ、適切に対応します。

Q 申込者と土地所有者の所有が異なる場合、公図や謄本の写しの添付が必要か。

A 公図や謄本の写しの添付は不要ですが、事業者(給水装置工事主任技術者)が申込者と所有が同じであるかの確認は必要です。所有者の確認をしていただき、申込者と土地所有者と所有が異なる場合には、土地所有者の同意書に直筆による記名、押印が必要となります。

Q 使用材料基準適合確認書には、メーター以降の材料も記入するのか。

A 給水装置主任技術者は、使用とする製品の使用目的や設置場所に応じて満たすべき性能基準の項目を判断し、基準適合の状況を確認する必要があります。このため、メーター以降についても給水装置に該当する場合には、直結する蛇口（給水栓）まで種別ごとに記入してください。

なお、記入欄に入らない場合には、別紙（一覧表）を添付していただいても構いません。

加入金・開発負担金について

Q 加入金や開発負担金等も統一金額になるのか。

A 水道加入金や開発負担金等は、これまでどおり事務所ごとの金額が適用となります。

金額については、こちらをご覧ください。また、開発負担金等については、各事務所にお問い合わせください。

[給水装置工事の施工基準・手数料・加入金 | 広島県水道広域連合企業団](#)

減免について

Q 家の中での漏水で水道料金の減免となる場合があったが統一的に減免となるのか。

A これまでどおり、減免の対象範囲や金額などは事務所ごとに適用となります。

詳しくは、管轄する各事務所にお問い合わせください。

修繕区分について

Q 宅地内での水道メーターまでは自然漏水している場合に修理をしてもらう際には手続きが必要となるのか。

A 道路部での漏水や官民境界から水道メーターまでの間での給水装置に自然漏水が発生した場合には、一定の条件のもとに水道企業団の費用負担で修繕を行います。水道企業団の費用負担で修繕する場合には、所定の手続きが必要となります。

費用負担の範囲や様式は、別途ホームページで公開します。（令和8年3月末を予定）

検査について

Q 配水管の分岐する際には、必ず現場立会を必要とするのか。

A 分岐される配水管以外の穿孔防止や正しい分岐工法を施工しているかなど確認するため、原則立会を必要としますが、ウェアラブルカメラやスマートフォンで撮影した映像・音声で Web 会議システムを通じてリアルタイムに確認できるなど適切な施工が確認できれば必ずしも現場立会は必要ありません。

指定材料について

Q これまで使っていた指定材料については、3年間は使用できるのか。

A 令和11年3月31日までの3年間に限って使用できる材料は、在庫として保管されている止水栓やメーターボックスが対象となります。このため、指定材料のうち、給水管や継手類は新施工基準が適用されることになり、耐震性を有する材料を使用します。

Q 漏水修理のときにも、指定している材料で修理しないといけないのか。

A 基本的には施工基準の指定材料を使用して修理しますが、指定材料を使用することでかえって修理する範囲が大きくなる、特殊部材を使用しなければいけない、断水範囲が広がるなど過大に修理費用がかかることや水道利用者に影響を及ぼす恐れがあるなどの場合には従前の材料で修理を行うことになります。したがって、個別のケースにより具体的に判断することになるため、各事務所の指示に従うようにしてください。